



地球上では203人に1人が難民です

難民事業本部案内

REFUGEE ASSISTANCE HEADQUARTERS (RHQ)

公益財団法人 アジア福祉教育財団

難民事業本部

2012年5月

目次

1. 沿革	1
2. 事業	2
定住支援事業	2
難民認定申請者に対する援助事業	7
セミナー等広報・啓発事業	7
3. 組織	8
4. 資料	9
5. 年表	15

» 難民とは

難民条約^{*注1}では、難民を「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるという十分に理由のある恐怖のために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者又は受けることを望まない者及び常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、その国に帰ることを望まない者」としています。

2010（平成22）年末現在、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が保護と援助の対象としている難民・国内避難民は約3,390万人います^{*注2}。このほかにも、多くの人たちが避難を余儀なくされており、世界には5,000万人以上の難民・国内避難民がいると推定されています。このような難民・国内避難民に対して、UNHCRを中心に、日本を含めた各国が国際的な保護と救援活動を行っています。

*注1 1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」により、難民の法的保護、地位などの定義が規定されています。日本は1981年に加入。

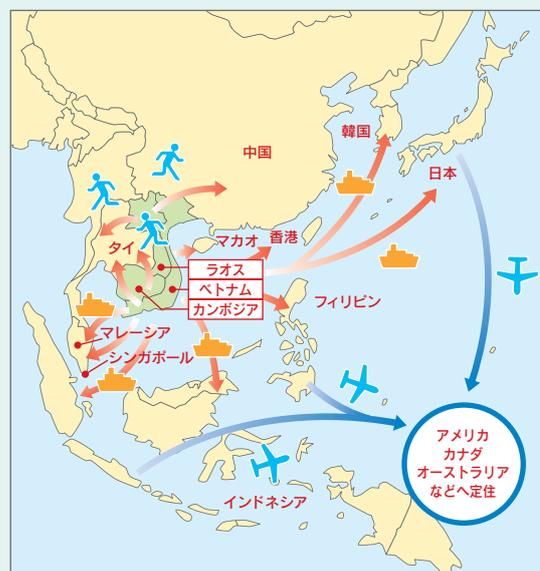
*注2 United Nations（国連）による同年の世界人口推計は68.96億人となり、表紙にあるように世界では、203人に1人が難民という計算になります。

【インドシナ難民の発生と日本の対応】

1975（昭和50）年ベトナム戦争終結後、インドシナ三国（ベトナム・ラオス・カンボジア）では相次いで政変が発生し、新しい体制に移行しました。しかし、新しい体制の下で、迫害を受けるおそれや国の将来に不安を抱く人々が続出し、小舟でベトナムを脱出した人々（ボート・ピープル）や、陸路でタイ領に逃れたラオスやカンボジアの人々（ランド・ピープル）が発生しました。これらの人々はインドシナ難民と呼ばれます。

日本には、1975（昭和50）年5月、最初のボート・ピープルが上陸し、一時滞在を認められました。その後も、ボート・ピープルの到着が相次いだため、1978（昭和53）年、日本政府は閣議了解で、一時滞在中のベトナム難民の日本への定住を認め、翌1979（昭和54）年には、アジア地域の難民キャンプに一時滞在中のインドシナ難民や政変以前に日本に住んでいた元留学生などの定住を認めたほか、500人の定住枠を設定しました。

政府は、定住枠を徐々に拡大していきましたが、1994（平成6）年12月にはそれまで10,000人であった枠をはずし、以後、枠を設けることなく受け入れることとしました。



1 沿革

インドシナ難民の定住受入れを決定した日本政府は、1979(昭和54)年7月、内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議を置いて、定住促進のための諸施策を推進することとしました。同年11月、財団法人(現・公益財団法人)アジア福祉教育財団に事業を委託し、財団内に難民事業本部が設置されました。難民事業本部は、本部事務所に加え、日本へ定住を希望する人への日本語教育、健康管理、就職あっせんを目的として、同年12月、兵庫県姫路市に「姫路定住促進センター」を、翌1980(昭和55)年2月、神奈川県大和市に「大和定住促進センター」を開設しました。また、日本に上陸したボート・ピープルの一時庇護のため、1982(昭和57)年2月、長崎県大村市に「大村難民一時レセプションセンター」を、そしてボート・ピープルの流入増と滞留の長期化に対処するため、1983(昭和58)年4月、東京都品川区に「国際救援センター」を開設しました。

1986(昭和61)年以降、主として出稼ぎ目的のボート・ピープルが増加するなどの状況の変化があったことを踏まえ、1989(平成元)年6月、国連主催のインドシナ難民国際会議において包括的行動計画(CPA:Comprehensive Plan of Action)が採択されました。同計画により、新たに流入するボート・ピープルに対しては難民審査(スクリーニング)が実施され、認められなかった人には本国帰還が奨励されました。以後ボート・ピープルは激減し、インドシナ三国の政情が安定したことなどから、難民事業本部は1995(平成7)年3月末に「大村センター」を、1996(平成8)年3月末に「姫路センター」を、さらに1998(平成10)年3月末に「大和センター」を閉所しました。他方、西日本地域に居住している多くのインドシナ難民定住者のアフターケアをはじめ、関係団体との連絡調整等を目的として、1996(平成8)年6月、兵庫県神戸市に「関西支部」を開設しました。

1996(平成8)年以降、合法出国計画(ODP:Orderly Departure Program)により、ベトナムからの呼び寄せ家族が中心に受け入れられ、難民事業本部は「国際救援センター」で日本語教育、就職あっせん等を行いました。また、「難民条約」に基づいた「出入国管理及び難民認定法」により、法務大臣が認定した難民に対して、定住支援の対策がとられることとなり、2003(平成15)年度から、これら条約難民とその家族等に対してもインドシナ難民と同様、「国際救援センター」において、日本語教育や就職あっせん等を行うこととなりました。なお、難民対策連絡調整会議は2003(平成15)年7月、インドシナ難民の受入れを2005(平成17)年度末をもって終了することを決定し、それに伴い2006(平成18)年3月末「国際救援センター」を閉所しました。

一方、1995(平成7)年度より、難民認定申請者に対する援助事業やセミナー・スタディツアー等広報・啓発事業も行っています。2003(平成15)年には、難民認定申請者に対する援助事業の一環として、生活困窮度が高く宿泊場所確保が困難な難民認定申請者のために、難民認定申請者緊急宿泊施設「ESFRA:Emergency Shelter For Refugee Applicants」を開設しました。

2006(平成18)年4月からは、条約難民を対象に日本語教育、生活ガイダンス、職業相談・紹介等を行う施設として、「RHQ支援センター」を東京都内に開設し、定住支援事業を行っています。

更に2010(平成22)年9月からは、第三国定住難民を受け入れ、定住支援プログラムを実施しています。2010(平成22)年秋には難民5家族27名が第一陣として来日し、1週間程度のオリエンテーション実施後、RHQ支援センターにおいて通所方式で日本語教育、生活ガイダンス、就職あっせん等を行いました。2011(平成23)年9月には、難民4家族18名が第二陣として来日し、第一陣と同様にオリエンテーション及び定住支援プログラムを行いました。



姫路定住促進センター
('79.12~'96.3)



大和定住促進センター
('80.2~'98.3)



大村難民一時レセプションセンター
('82.2~'95.3)



国際救援センター
('83.4~'06.3)

2 事業

難民事業本部は、第三国定住難民、条約難民等（難民定住者）、およびインドシナ難民の定住促進のため、難民支援に関するさまざまな事業を行っています。また、難民認定申請者に対する援助事業、セミナー等広報・啓発事業を行っています。

事業に要する予算は、外務省・文化庁・厚生労働省からの委託費などです。

難民事業本部は、本部事務所、関西支部及びRHQ支援センターで構成されており、本部事務所は東日本地区の業務を、関西支部は西日本地区の業務を担当しています。また、RHQ支援センターでは、条約難民等の定住支援プログラムとして、日本語教育と生活ガイダンスを行い、必要に応じて就職先や職場適応訓練をあっせんし、難民が日本社会で自立・定住していくための支援をしています。

1. 定住支援事業

① RHQ支援センター

施設

RHQ支援センターは、条約難民とその家族並びに第三国定住難民（2010年9月～）を対象にした通所式定住支援施設です。2006（平成18）年4月に東京都内に開設しました。

入所対象者

①法務大臣から難民として認定された人とその家族（※1）。ただし、今までに国際救援センターやRHQ支援センター等で定住支援を受けた方を除きます。

（※1 家族とは、認定された難民の配偶者や親、未婚の子どもで、日本での在留資格がある外国人です。）

②日本政府が第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースとして受け入れた人。

定住支援プログラム

難民及びその家族が日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語力を身につけることを目的とした日本語教育、日本の社会制度や生活習慣・文化・保健衛生等に関する生活ガイダンスの実施、また希望者には就職先や職場適応訓練のあっせんを実施しています。

自宅からRHQ支援センターへの通学が困難な入所者には宿泊施設を無料で提供しています。（ただし、半年コース在籍者に限ります。入居期間は180日以内です。）また、受講者の乳幼児を、受講中保育します。



生活ガイダンス（防災訓練）



日本語の授業風景



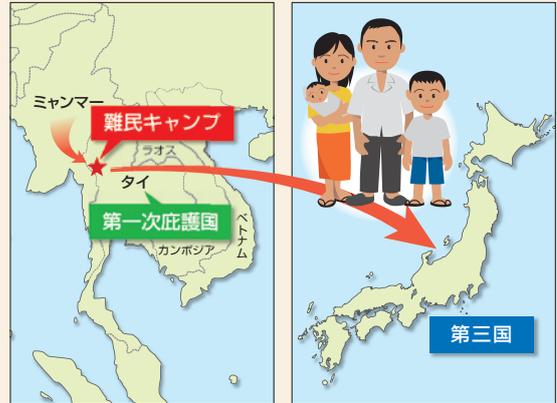
生活ガイダンス（職場見学）

【第三国定住難民と日本の受け入れ】

第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受け入れに合意した第三国へ移動させることです。難民は移動先の第三国において、庇護あるいはその他の長期的な滞在許可を与えられることになります。

UNHCRは、1. 難民の本国への自発的な帰還、2. 難民を受け入れた庇護国への定住、3. 第三国への定住、を難民問題の解決策としています。第三国定住による難民の受け入れは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されています。

日本においては、2008年12月、閣議了解により第三国定住による難民の受け入れが決定されました。2010年に開始された第三国定住難民受け入れは、現在、タイの難民キャンプ（メーラ、ウンピナム、ヌポ）に滞在するミャンマー難民を毎年30人（家族単位）、5年間にわたって受け入れるパイロットケースとして実施されています。



コース内容

572授業時間（1授業時間＝45分）の日本語教育と120授業時間（1授業時間＝45分）の生活ガイダンスの計692授業時間のコースです。（以下のコースは、カリキュラムの設定によって曜日・時間を変更する場合があります。）

* 条約難民とその家族のコースは半年コース（前期昼間コース／後期夕方コース）か1年コースを選べます。

前期昼間コースは原則月～金の毎日9:30～15:40、後期夕方コースは月～土16:00～20:55（6授業時間）、1年コースは月～金の毎日18:30～20:55（3授業時間）です。

* 第三国定住難民コースは、月～土9:00～15:45の半年コースです。

相談

RHQ支援センター入所者から、日本で生活していく上での生活や日本語教育、仕事に関するさまざまな相談を受け、専門の相談員がアドバイスなどを行っています。また、保健師・精神衛生カウンセラーが入所者からの様々な相談を受け、健康維持・促進に努めています。

生活指導

職員が宿泊施設入居者の各家庭を訪問し、ゴミ出しや生活マナーなど生活全般にかかる指導を行います。

各種援助金の支給

* 入所期間中、入所者に支給される生活援助費（2012年4月現在）

援助費の種類	対象者	定住支援プログラムの受け入れ者
生活援助費	生活費*	12才から 1日 1,500円 11才まで 1日 750円 *1年コースは上記の半額を支給
	通学手当	実費を支給
	医療費	センター長が必要に応じて指定した病院に支払った治療費
	定住手当 (プログラム修了時の一時金)	16才から 1人 156,900円 15才まで 1人 78,450円

* コース修了の際の就職促進のための援助金（2012年4月現在）

援助費の種類	対象者	定住支援プログラムの受け入れ者
就職促進のための援助金	訓練受講援助費 (訓練生である難民に支給) 期間:6カ月以内	基本手当 1日 3,530円～4,310円 (訓練生の居住地域等による) 受講手当 1日 700円 通所手当 実費
	職場適応訓練費 (訓練を実施する事業主に支給)	月額(21日以上の実施) 25,000円
	雇用開発助成援助費 (第三国定住難民を雇用した事業主に対する賃金助成) 期間:1年間	賃金(賞与等を除く)の $\frac{1}{3}$ (大企業の場合は $\frac{1}{4}$)
	広域求職活動援助費	規定による運賃額及び宿泊料
	移転援助費	●規定による運賃額 ●着後手当 (単身12,700円 家族25,400円) ●移転料 (単身31,000円～94,000円 (距離による) 家族62,000円～188,000円)

〈注〉ただし、雇用開発助成援助費と職場適応訓練関係費は重複して支給されません。

② 定住後の支援

● 難民生活相談

ほとんどの難民定住者は職業に就くなど日本の社会で安定した生活を営んでいますが、一部には日本の生活になじめず社会不適応を起こしている人びとがいます。また、本国や在日大使館から保護を受けられず、出生証明書等の書類が入手できないなど難民特有の問題も存在します。

在留資格、保険、税金などの行政手続きの支援や、医療、住居などの生活に関わる問題に対処するため難民相談員が相談に応じています。特に難民定住者が多数居住している地域に地域難民相談コーナーを置くなど、地域に密着した対応を行っています。



横浜市泉区役所相談窓口



姫路市役所相談窓口

難民相談業務報告年間集計 (2011年4月～2012年3月)

分類	相談内容	合計(回)	分類	相談内容	合計(回)
1. 職業	求職	107	6. 事故・ 犯罪・ その他	交通事故	14
	就職	11		災害・傷害	8
	離・退職	21		犯罪・裁判	9
	職場の問題	56		事故/他	12
	訓練/センター入所	38		事故犯罪 小計	43
	労働災害	55	7. 国籍・ 入管	帰化	490
	雇用保険	2		永住申請	53
	免許・資格	16		在留手続き	102
	職業/他	29		家族呼寄せ	172
	職業/小計	335		移住・帰国・送還	62
2. 家族・ 生活	結婚	318		外国人登録	23
	妊娠・出産	74		難民申請・異議	15
	離婚	81	仮放免	13	
	死亡	17	入管/他	102	
	保育・児童相談	312	国籍入管 小計	1,032	
	年金・老人	68	8. 難民申請 者保護費	措置照会	1,565
	生活保護	322		調査・面接	8,568
	税金	85		支給・領収	1,786
	親子問題	92		ESFRA	175
	コミュニティー活動	99		連絡人	24
生活/他	458	保護費/他		4,979	
家族生活 小計	1,926	保護費 小計		17,097	
3. 教育	転入学	76	9. 情報提供	職業	2
	進学	69		家庭生活	3
	奨学金・援助金	193		教育	2
	日本語	80		住宅	1,186
	機材・教材	19		医療・健康	358
	学校生活	100		事故犯罪	0
	教育/他	34		入管・在留資格	6
	教育/小計	571		難民認定申請者保護措置	16
4. 住宅	公営住宅	239		海外の難民	1
	民間住宅	224		国内の難民	1
	住宅トラブル	6	RHQの活動	14	
	住宅/他	263	ボランティア事業	0	
	住宅/小計	732	NGO情報	13	
5. 医療	病気・怪我	566	10. その他	情報/他	523
	医療費	152		情報 小計	2,125
	精神障害	543	その他	62	
	身体障害	95	その他 小計	62	
	健康介護保険	120	合計	合計	25,957
	薬物アル中	135			
	予防接種	19			
	医療/他	404			
	医療/小計	2,034			

相談窓口一覧

場所	受付時間	最寄り駅	TEL、FAX
難民事業本部 本部事務所	月～金 9時半～17時	東京メトロ 日比谷線 広尾駅 3番出口 徒歩1分	TEL 0120-090091 (難民相談者専用) TEL 0120-925357 (難民認定申請者専用) TEL 03-3449-7029 (難民認定申請者) TEL 03-5792-5207 (条約難民相談) TEL 03-3449-7049 (インドシナ難民相談) FAX 03-3449-7016
神奈川県横浜市 泉区役所	金 9時～16時	相鉄線 いずみ中央駅前	TEL 045-801-3738 FAX 045-801-3738
神奈川県東地域 県政総合センター	水 9時～16時	小田急線本厚木駅 より徒歩15分	TEL 046-223-0709 FAX 046-223-0709
難民事業本部 関西支部	月～金 9時半～17時	JR神戸駅前 日本生命 神戸駅前ビル 11F	TEL 0120-090091 (相談者専用) TEL 078-361-1720 FAX 078-361-1323
大阪府 八尾市役所	第2、第4水 10時～16時 予約制	近鉄八尾駅より 徒歩5分	TEL 0120-090091 *難民事業本部 相談者専用と同じ
兵庫県 姫路市役所	火 10時～16時	JR姫路駅より バス市役所前下車	TEL 0792-21-2759
名古屋国際 センター	第1、第2、第4木 10時～12時 13時～16時	JR名古屋駅 より徒歩7分	TEL 0120-090091

注意：祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

教育訓練援助金

難民定住者及びその家族が各種学校へ入学、進学した場合、次のような援助金（一時金）を支給しています。

名称	趣 旨	対 象 者	金 額
教育訓練援助金	第1種	大学（短大を含む）及び大学院に入学した者への学資援助金	大学（短大）及び大学院生（勤労学生に限る） 10万円
	第2種	高校に入学した者への学資援助金	高校生 5万円
	第3種	専修学校及び各種学校等（日本語教育等）に入学した者への学資援助金	専修学校及び各種学校等生徒 5万円
	第4種	雇用した難民に雇用主が行う技能資格取得、日本語教育等の訓練に対する援助金	雇用主 訓練1回4千円
	第5種	小学校、中学校に入学した者への学資援助金	小学生 中学生 小学生 2万円 中学生 3万円

※申請のための詳しい要件は難民事業本部援護課（03-3449-7049）にお問い合わせください。

生活ハンドブック・医療用語集

難民定住者が生活する上で困ったことや分からないことがあった際に活用するために、難民事業本部は、カンボジア語版、ラオス語版、ベトナム語版、英語版、ミャンマー語版、カレン語版の「生活ハンドブック」を発行しています。内容は「くらし、教育、病気・事故・災害、しごと、税金・年金、法的手続き」に関することです。

また、難民定住者が病院などで必要な用語や医療関係者と交わす会話など、医療に関するさまざまな場面を想定して、カンボジア語版、ラオス語版、ベトナム語版、英語版、ミャンマー語版、ペルシャ語版、カレン語版の「医療用語集」を発行しています。医療用語集は、日本語と外国語を照らし合わせることができるように編集されています。

難民事業本部は、生活ハンドブックと医療用語集を難民定住者・関係者に無料で配布しています。



インドシナ難民のための各種証明書

●定住経歴証明書の発給

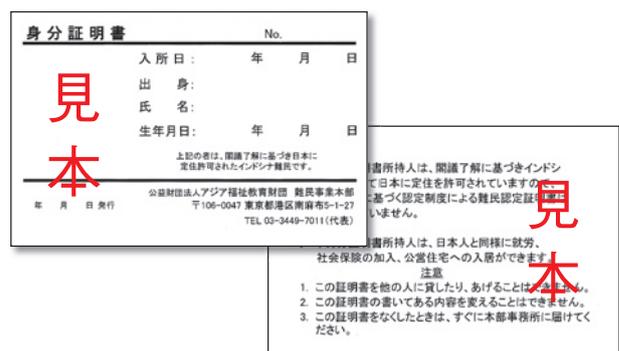
インドシナ難民定住者が、婚姻や帰化などをする際、必要な証明を母国や在日大使館から受けることは困難です。そのため、難民事業本部では、希望者に定住経歴証明書を発行しています。

この証明書には、インドシナ難民として法務大臣から定住許可を受けた者であること、入国日、定住促進施設への入所経歴などが記載されています。日本語に英語を併記して、海外での使用にも対応しています。

●インドシナ難民身分証明書の発給

インドシナ難民定住者が、就職を希望する際、また、公営住宅の申し込みをする際などに、インドシナ難民であることの確認を求められることがあります。

インドシナ難民は閣議了解に基づき法務大臣から定住許可を受けており、ほとんどが個別に難民認定を受けていないため、官公庁から難民としての身分を証明する文書の発給を受けていません。そこで難民事業本部は、インドシナ難民としての身分が分かるように身分証明書を発給し、説明文を添付して交付しています。



コミュニティ活動の支援

難民定住者が日本社会に適応していく過程で、生活習慣の違いに悩んだり、祖国の言葉や文化を子供へ伝えることの難しさや、親子の言葉の違いから生じる意思疎通の欠如などさまざまな問題が生じています。これらの問題解決への手助けとして、難民事業本部は、難民定住者が自らのコミュニティを作り、発展させるために行う活動の支援を行なっています。

具体的には活動費用の助成、会場確保の支援、情報提供等で、例えば、難民定住者のコミュニティ団体が実施する「情報交換及び地域社会との交流」「生活向上のための実践講座」「母国文化や母国行事の継承活動」「スポーツ大会」「コミュニティ機関誌の発行」等の活動への支援です。

職業相談・紹介と雇用促進

職業相談・紹介

厚生労働省より無料職業紹介所としての許可を受け、難民およびその家族に特化した職業相談・就職あっせんに応じています。難民等を対象とした求人も、無料で企業より直接受け付けています。

RHQ支援センターには2名、関西支部には1名の職業相談員が常駐しており、就職を希望するセンター入所者の就職先、職場適応訓練先のあっせんの他、地域で自立して生活する難民定住者の就職あっせんや、就職後のフォローについても、ハローワーク等の関係機関と連携しながら行っています。

また、ボランティア団体等の協力のもと、必要に応じハローワークへの通訳派遣を行っています。

難民に「しごと」と「住まい」をお願いします

日本には、11,023名(在留者12,311名)の難民が生活しています。難民として認められた者は、日本国内で合法的に就労することができます。難民事業本部は、厚生労働省より無料職業紹介所の許可を受け、無料で求人受付および就職あっせんを行っています。

work + home

難民を雇用していただける企業、職場適応訓練を実施していただける企業を募集しています。

職場適応訓練とは?

- 雇用を待機に、企業内で難民に対し訓練を行う制度です(通常の費用)。
- 訓練中の難民には奨励金が、また企業には訓練費が支給されます。

お問い合わせ、求人票の提出は下記までお願いします。

Refugee Assistance Headquarters
(財)アジア福祉教育財団難民事業本部

本部事務所 〒106-0047 東京都港区赤坂1-2-7 TEL.03-3449-7013 (直通) e:mehgyo@asia-kaihiq.jp/asia	関西支部 〒600-0022 兵庫県神戸市中央区南一丁目 TEL.078-361-1700	RHQ支援センター 〒168-0202 東京都豊島区南池袋1-1-10 TEL.03-5292-2144
--	---	--

難民事業本部は公益財団法人の形態で活動し、NPO法人の認定も取得しています。RHQ 検索 <http://www.rhq.gr.jp>

雇用促進ポスター

雇用促進事業

- 難民等の雇用環境の充実を目的に、ハローワークをはじめ、企業や自治体など関係機関との情報交換等のための雇用促進会議を開催しています。
- 難民等の雇用について理解を得るためのポスターやリーフレットを作成し、啓発に努めています。
- 難民等の職場を訪問し、就労に関する課題点の把握、職場定着のための助言、求人開拓等を行っています。
- 難民等の雇用に理解のある企業や、職業人として実績をあげ職場の同僚などから敬愛されている模範的な難民等の表彰を行っています。



雇用促進会議

日本語教育相談・教材援助

RHQ支援センター入所者の日本語学習や進学等の相談に対応し、また、難民定住者が継続して日本語を学ぶ機会が得られるよう、地域の日本語ボランティアや地方自治体と連携し、フォローアップを行っています。

そのほか、日本語教育ボランティア団体の活動や運営に関する助言や支援を行っています。

日本語教育相談

RHQ支援センターと関西支部にそれぞれ日本語教育相談員が勤務しており、難民定住者や日本語ボランティアをはじめ、学校、地方公共団体、事業所等からの問い合わせや相談に応じ、必要な日本語学習の情報提供や専門的な指導等を行っています。

教材援助

難民定住者の日本語習得を支援するため、難民定住者や日本語教育ボランティア団体などに難民事業本部が開発した教材等を無償で提供しています。対象としている教材は「日本語教材ガイドブック」や難民事業本部ホームページで紹介しています。

詳しくは難民事業本部業務課（03-3449-7013）にお問い合わせください。



2. 難民認定申請者に対する援助事業

難民認定の申請を行っている人のうち、難民事業本部の調査に基づいて、生活困窮者と認められる人に対して、1995（平成7）年度から保護費（生活費・住居費・医療費）の支給を行っています。2003（平成15）年12月からは宿泊場所がない人への^{ESFRA}（難民認定申請者緊急宿泊施設）の提供、生活のアドバイスをしています。

ESFRAの内観（一例）



3. セミナー等 広報・啓発事業

難民問題の専門家及びボランティアを育成し、また、難民支援分野でのNGOとの連携を進めるため、難民問題に関するセミナーなどを開催しています。さらに、難民理解のための教材なども開発しています。

2011年8月開催
「第8回多文化共生のための
国際理解教育・開発教育セミナー」



3 組織



(公財)アジア福祉教育財団

難民事業本部

財団本部事務局

本部事務所

関西支部

RHQ 支援センター

- 難民相談
- 日本語教育相談
- 職業相談・紹介
- 難民認定申請者援助
- コミュニティー活動支援
- セミナー等
広報・啓発事業 など

- 条約難民、第三国定住難民の
入所受入れ
- 日本語教育
- 生活ガイダンス
- 職業相談・紹介
日本語教育相談
生活相談 など

企画調整課

- 人事・庶務・経理・企画
- 関西支部・RHQ支援センターの
管理・運営
- セミナー等広報・啓発事業 など

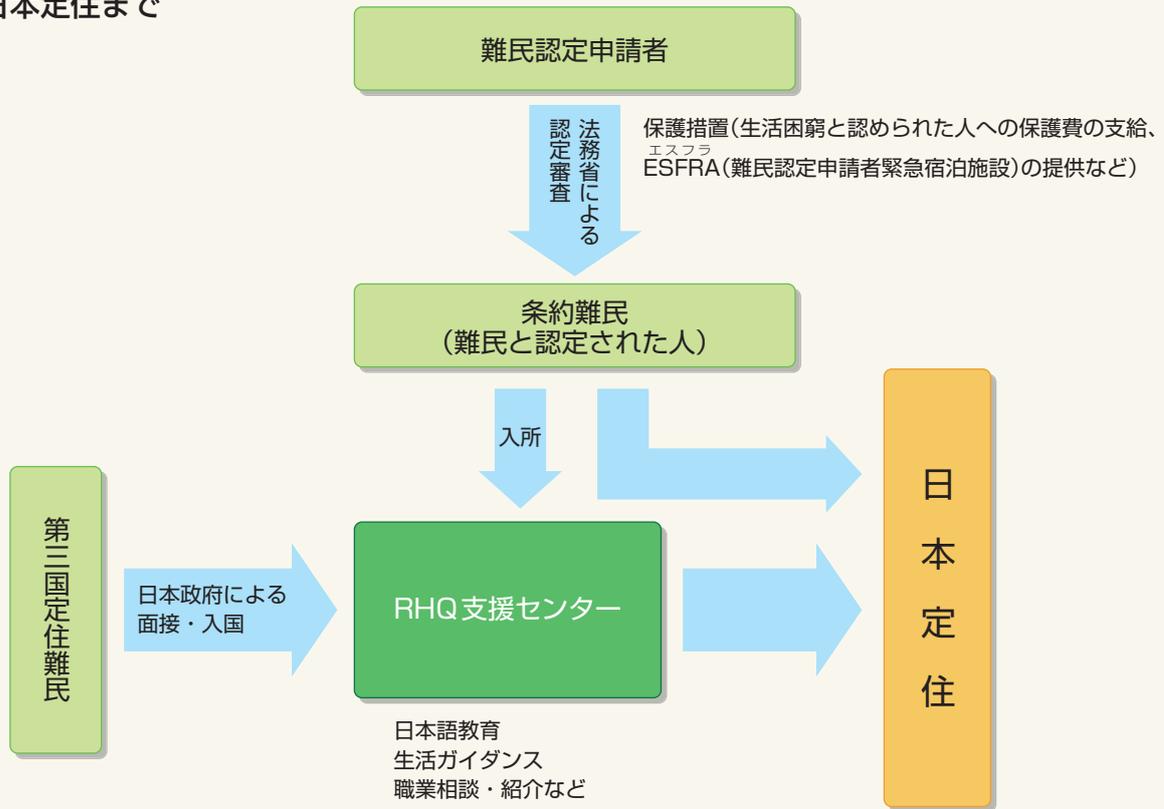
業務課

- RHQ 支援センターへの入所手続き
- 日本語教育の管理・運営
- 生活ガイダンスの管理・運営
- 就職支援の管理・運営
- 教材援助 など

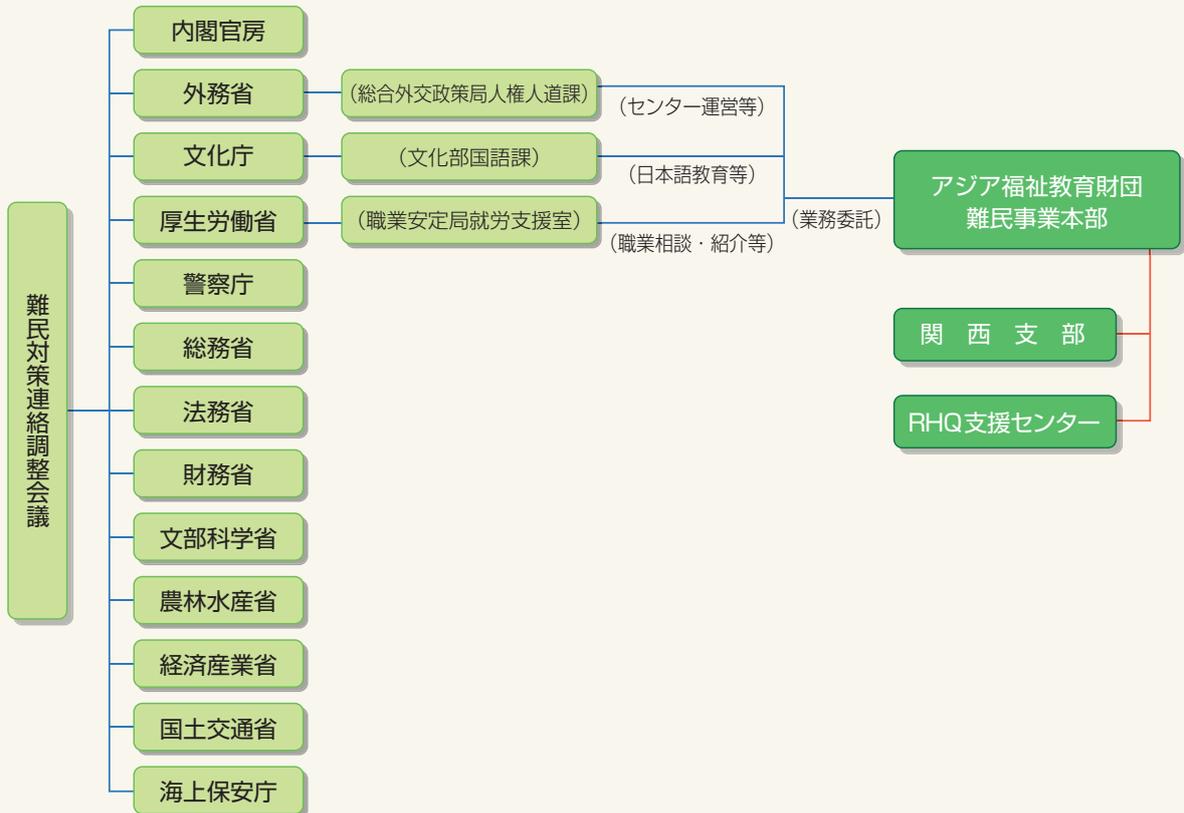
援護課

- 難民相談
- 難民相談窓口の管理・運営
- 難民認定申請者援助
- コミュニティー活動支援
- 証明書の発給
- 教育訓練援助金の支給 など

● 日本定住まで



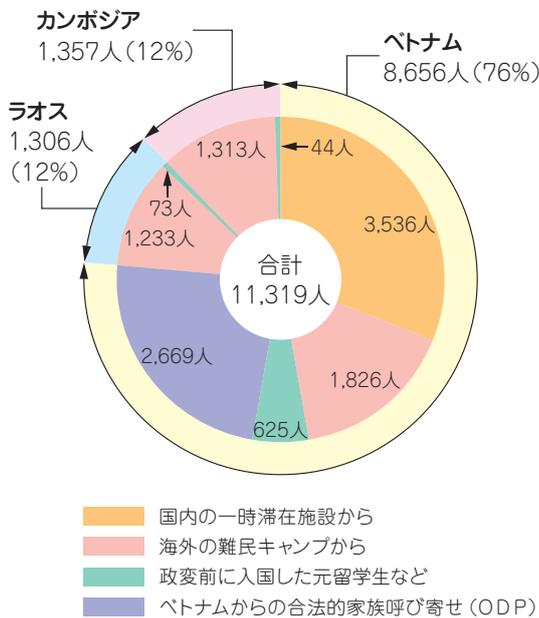
● 難民対策連絡調整会議構成員と難民事業本部



● **インドシナ難民定住許可数の推移** (2005年12月31日をもって終了) (出典：法務省資料) (人)

年	'78	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	計
国内	3	2	50	48	216	395	738	484	129	262	164	152	171	263	239	97	84	30	1	1	5	1	0	0	0	1	0	0	3,536
海外	-	92	346	393	217	248	229	240	149	291	193	194	321	370	411	300	165	85	4	4	5	5	9	40	15	9	18	19	4,372
元留学生等	0	0	0	742	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	742
ODP	0	0	0	20	23	32	12	6	28	26	143	115	242	147	142	161	207	116	146	152	122	152	126	91	129	136	126	69	2,669
合計	3	94	396	1,203	456	675	979	730	306	579	500	461	734	780	792	558	456	231	151	157	132	158	135	131	144	146	144	88	11,319

● **インドシナ難民定住許可数** (2005年12月31日をもって終了) (出典：法務省資料)



● **インドシナ難民等の定住状況** (2012年3月31日現在 難民事業本部調べ) (人)

都道府県	居住数	都道府県	居住数	都道府県	居住数
北海道	3	福井	2	広島	66
青森	1	山梨	46	山口	6
岩手	1	長野	3	愛媛	8
宮城	8	静岡	477	福岡	12
山形	1	愛知	63	長崎	26
福島	19	三重	19	熊本	3
茨城	94	滋賀	59	大分	1
栃木	198	京都	11	佐賀	1
群馬	528	大阪	486	宮崎	20
埼玉	1,206	兵庫	1,574	鹿児島	1
千葉	317	奈良	14	沖縄	4
東京	962	和歌山	13		
神奈川	3,571	鳥取	1		
新潟	25	岡山	11	全国合計	9,861

● **インドシナ難民定住者の帰化人数 (累計)** (2012年3月31日現在 難民事業本部調べ) (人)

出身地別	男	女	計
ベトナム	489	356	845
ラオス	76	93	169
カンボジア	147	157	304
合計	712	606	1,318

内訳	(人)
姫路定住促進センター	357
大和定住促進センター	472
国際救援センター	377
その他	112
計	1,318

● **難民認定申請及び認定者数の推移** (2011年12月31日) (出典：法務省資料) (人)

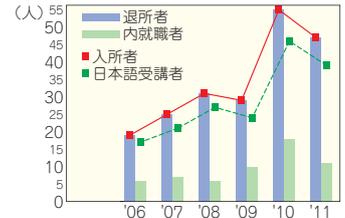
年	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	合計
申請数	530	44	62	29	54	48	47	50	32	42	68	50	73	52	147	242	133	260	216	353	250	336	426	384	954	816	1,599	1,388	1,202	1,867	11,754
認定	67	63	31	10	3	6	12	2	2	1	3	6	1	2	1	1	16	16	22	26	14	10	15	46	34	41	57	30	39	21	598
人道配慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	3	9	3	3	42	44	36	67	40	16	9	97	53	88	360	501	363	248	1,994	

● 難民事業本部 事業実績

RHQ支援センター(2006年5月開所)

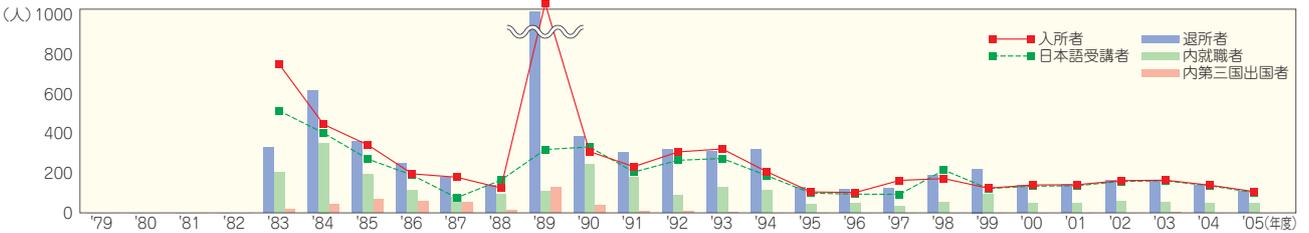
年 度		'06	'07	'08	'09	'10	'11	計	合計	年 度		'06	'07	'08	'09	'10	'11	計	合計
入所者	条約難民	19	25	31	29	28	29	161	206	退所者	条約難民	19	25	31	29	28	29	161	206
	第三国定住難民	-	-	-	-	27	18	45			第三国定住難民	-	-	-	-	27	18	45	
内日本語受講者	条約難民	17	21	27	24	24	26	139	174	内就職者(※)	条約難民	6	7	6	10	8	3	40	58
	第三国定住難民	-	-	-	-	22	13	35			第三国定住難民	-	-	-	-	10	8	18	

※センターあっせんによる。



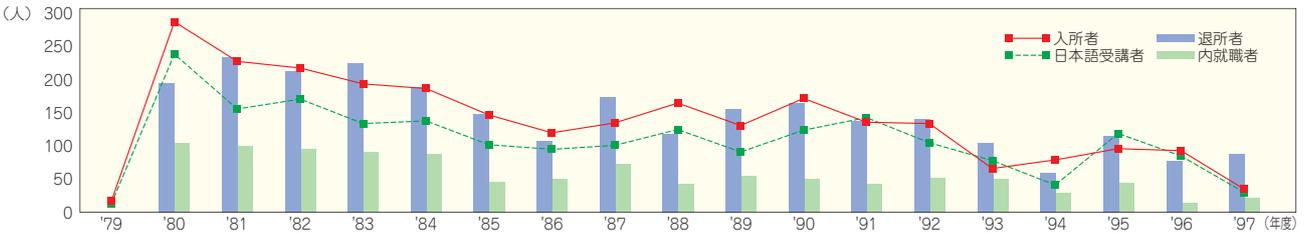
国際救援センター(2006年3月末閉所)

年 度	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	計
入所者	-	-	-	-	745	444	341	196	179	125	1,319	308	232	306	321	207	105	102	163	172	124	140	141	162	164	139	107	6,242
内日本語受講者	-	-	-	-	512	401	270	189	76	164	318	331	205	264	273	187	99	94	93	215	122	134	136	158	161	136	102	4,640
退所者	-	-	-	-	329	612	360	250	179	138	1,106	383	305	320	310	318	128	118	123	189	221	140	141	162	164	139	107	6,242
内就職者	-	-	-	-	202	351	195	113	79	95	110	243	177	87	126	111	45	46	32	55	95	50	50	57	52	48	48	2,467
内第三国出国	-	-	-	-	20	44	68	58	54	13	127	38	7	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	441



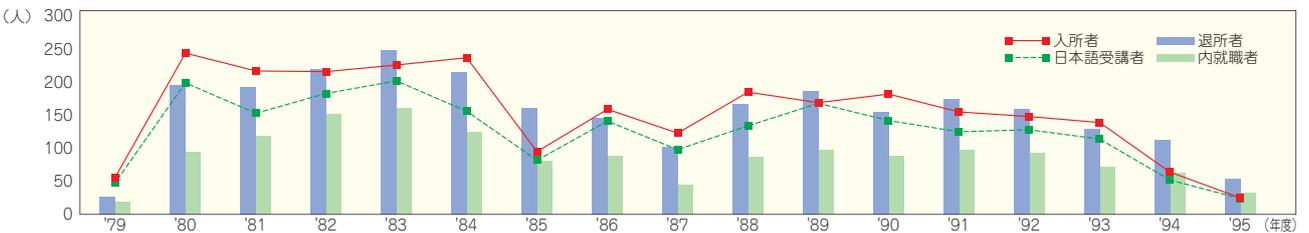
大和定住促進センター(1998年3月末閉所)

年 度	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	計
入所者	17	288	228	218	194	187	147	120	135	165	131	172	136	134	66	79	96	93	35	2,641
内日本語受講者	13	239	156	171	134	138	102	95	101	125	91	124	143	105	78	41	119	85	30	2,090
退所者	0	195	234	212	224	188	148	108	173	118	156	165	137	140	104	59	115	77	88	2,641
内就職者	0	104	100	95	90	88	46	50	72	43	54	50	42	52	50	29	44	14	22	1,045



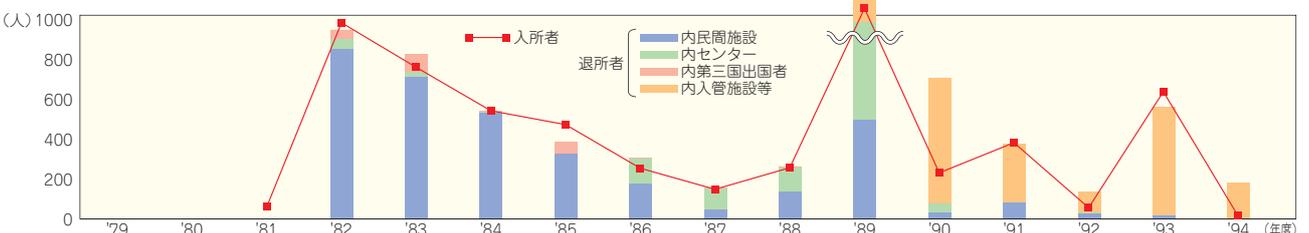
姫路定住促進センター(1996年3月末閉所)

年 度	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	計
入所者	56	244	217	216	226	237	95	159	123	185	169	182	155	148	139	64	25	2,640
内日本語受講者	48	199	153	183	202	156	82	141	98	134	168	142	125	128	114	52	24	2,149
退所者	26	196	192	219	248	215	160	146	102	167	186	155	174	159	129	112	54	2,640
内就職者	19	94	119	151	160	124	80	88	45	86	98	88	98	93	71	62	32	1,508



大村難民一時レセプションセンター(1995年3月末閉所)

年 度	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	計
入所者	-	-	61	989	764	545	475	255	149	258	3141	232	384	56	641	15	7,965
退所者	-	-	0	949	825	541	387	307	156	265	2564	710	377	137	564	183	7,965
内民間施設	-	-	0	852	714	535	326	179	46	136	497	30	83	29	18	0	3,445
内センター	-	-	0	50	25	2	0	123	103	119	1255	49	0	1	0	0	1,727
内第三国出国	-	-	0	47	86	4	61	3	7	10	0	0	0	0	0	0	218
内入管施設等	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	812	631	294	107	546	183	2,573



● 難民対策に関する閣議了解

【インドシナ難民の定住対策について(抄)】(昭和55年6月17日閣議了解)

2 定住許可条件の緩和

- アジア諸国に一時滞在しているインドシナ難民の定住許可条件を次のように改める。
- イ 日本人の配偶者、親若しくは子又は日本人若しくは日本に適法に在留する外国人の親族で相互扶助が可能と認められるもの(養子を含む)。
- ロ 次のいずれかに該当する者であって、確実な呼寄せ人があるもの又は生活を営むに足りると認められる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者、親若しくは子又は同行するその他親族で相互扶助が可能と認められるもの。
- (イ) かつて、在外日本国公館又は在外の日本企業等に相当期間雇用されたことのある者。
- (ロ) かつて、留学生、研修生等として相当期間日本に適法に在留したことのある者。
- (ハ) かつて、日本人の個人的使用人として相当期間雇用されたことのある者。
- (ニ) かつて、日本政府若しくは日本政府機関の援助によって設立された技術研修機関等で日本人専門家から、又は青年海外協力隊員から、相当期間日本語、就職上の技術、柔道等を学んだ者。
- (ホ) 上記(イ)、(ハ)及び(ニ)のほか、かつて日本人と共同して、又は日本人の直接の指揮、指導の下に相当期間働いた者。
- (ヘ) その他、日本語の会話能力がある等、日本社会への適応力があると認められる者。
- ハ 長期にわたり保護者となるにふさわしい善意の者であると認められる里親のある者。
- 3 ヴィエトナムからの家族呼寄せ
- ヴィエトナムに在るヴィエトナム人であって、国際連合難民高等弁務官事務所とヴィエトナム社会主義共和国との間の1979年5月30日付け了解書に基づき、家族との再会のため本邦に入学を希望するものについて、上記了解書に定める手続きに従うことを条件に、善良な社会人として生活を営むと認められる者であって、次のいずれかに該当するものについては、その入学を許可することができるものとする。
- イ 日本人の配偶者、親又は子(養子を含む)。
- ロ 日本に適法に在留する外国人の配偶者、親又は未婚の子(養子を含む)であって、相互扶助が可能と認められるもの。
- ハ 上記イ又はロに随伴する親族で、その家族構成等からみて、人道上特に入学を認めることが相当と認められるもの(相互扶助可能な場合に限る)。

【難民対策について(抄)】(平成14年8月7日閣議了解)

政府は、従来、インドシナ難民について、その定住支援策を講じてきたところであるが、最近の難民に関する諸問題に対応するため、次の措置をとるものとする。

1 条約難民として認定された者に対する定住の支援

- (1) 関係行政機関は、相互に協力し、本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第61条の2第1項の難民の認定を受けているもの(以下「条約難民」という)に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。
- (2) 各行政機関は、条約難民の就労先の確保に努力するものとする。
- (3) 政府機関及び地方公共団体についても、上記(2)と同様の努力をするよう求めるものとする。

【インドシナ難民対策について(抄)】(平成15年3月14日閣議了解)

昭和55年6月17日付け閣議了解「インドシナ難民の定住対策について」3に規定するヴィエトナムからの家族呼寄せについては、インドシナ3国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、家族呼寄せの円滑かつ確実な完了を期するため、政府は、次の措置を講じるものとする。

- 1 ヴィエトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う申請手続について、平成15年度末をもって申請受付を終了することとする。

【第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について】(平成20年12月16日閣議了解)

政府は、従来、インドシナ難民及び難民条約上の難民として認定された者について、その定住支援策を講じてきたところであるが、国連難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という)は、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させる第三国定住による難民の受入れを各国に推奨しているところである。第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並び難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。このような国際的動向を踏まえつつ、我が国においても、アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため、次の措置を採るものとする。

1 第三国定住による難民の受入れ

- (1) 関係行政機関は、相互に協力し、我が国における第三国定住による難民の受入れについて、平成22年度からパイロットケースとしての受入れを開始することとする。
- (2) 関係行政機関は、相互に協力し、(1)により受け入れる難民(以下「第三国定住難民」という)の我が国への定住状況等について調査及び検証を行い、その結果を踏まえ、以後の受入れ体制等について検討することとする。

2 第三国定住難民に対する定住許可条件

平成22年度から実施するパイロットケースとしての受入れに当たっては、タイ国内において一時的に庇護されている難民のうち、次のいずれにも該当するものについて、定住を目的とする入国の許可をすることができるものとする。

- (1) UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者
- (2) 日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子

3 第三国定住難民に対する定住の支援

- (1) 平成22年度から実施するパイロットケースとしての受入れにおいて、関係行政機関は、相互に協力し、第三国定住難民に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介又は職業訓練を行う。
- (2) 各行政機関は、第三国定住難民の就労先の確保に努力するものとする。
- (3) 政府機関及び地方公共団体についても、上記(2)と同様の努力をするよう求めるものとする。

4 必要に対応の検討

第三国定住難民をめぐる諸問題については、平成14年8月7日付け閣議了解により設置された難民対策連絡調整会議において、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要に対応を検討することとする。

● 難民対策に関する内閣官房難民対策連絡調整会議決定

【条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について】(平成14年8月7日難民対策連絡調整会議決定)

1 条約難民に対する定住支援等

- (1) 本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第61条の2第1項の難民の認定を受けているもの(以下「条約難民」という)への対策については、さきに本年8月7日付け閣議了解により、政府としての対応方針が定められたところである。
- これを受け、条約難民に対する定住支援策の当面の具体的措置として、条約難民についても、インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に次の業務を委託するものとする。
- 1) 国際救援センターに入所した条約難民に対する次の業務
- ア 日本語教育
- イ 職業紹介の実施、職業訓練等の委託
- ウ 生活援助資金、定住手当、各種の職業援助費等の支給
- 2) その他、定住支援に必要な業務
- この委託に当たっては、関係行政機関は相互に協力し、同財団の業務が円滑に行われるよう努めるものとする。
- (2) なお、我が国に定住しているインドシナ難民の家族呼寄せが将来終息に向かう見通しを踏まえ、国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。

2 難民認定申請者への支援

本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第61条の2第1項に基づき難民の認定申請をしているもの等(以下「難民認定申請者」という)への支援については、難民認定申請者の実態、諸外国の対応例等を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うこととする。

【難民に対する情報提供体制の整備について(抄)】(平成15年7月29日難民対策連絡調整会議決定)

1 ネットワークの構築による情報提供の充実・強化

(1) 中央における情報ネットワーク

関係行政機関は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(以下「難民事業本部」という)及び知見と実績を有する国内で難民支援に関わる民間団体(以下「難民支援関係民間団体」という)と連携しつつ、難民支援に関する対外的な担当窓口(連絡先)を設置するなどにより、官民連携の情報ネットワークを構築し、以下のとおり情報提供の充実・強化を図る。

ア 関係行政機関は、難民事業本部及び難民支援関係民間団体が難民認定申請者、条約難民、インドシナ難民、関係地方公共団体等からの難民に関する各種の相談、問合せに対し初動的・基礎的な情報のより充実した提供及び円滑な対応を行うことができよう、必要な最新の情報をこれら団体に継続的に提供するほか、今後、条約難民の認定者数の推移やニーズ(要求、需要)を踏まえつつ、必要に応じ所要の措置を講ずる。

イ 関係行政機関は、難民事業本部及び難民支援関係民間団体との緊密な連携を確保しつつ、これら団体では対応が困難な専門的な知識を必要とする問合せに的確に対応する。

(2) 地域における支援ネットワーク構築の検討

インドシナ難民又は条約難民が多数居住している地域において、地元の官民の関係機関・団体相互の連携を強化し、難民の必要に応じて相互に適切な機関等を紹介するなどにより難民のニーズ(要求、需要)に的確に応える地域における支援ネットワークの構築について、地方公共団体の意見を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行う。

(3) その他

難民認定申請者、条約難民、インドシナ難民に役立つ情報が記載された官民の関係機関・団体作成の広報資料を、難民事業本部をはじめ関係機関・団体の窓口相互に備えるなど、関係機関・団体相互の連携強化により、関係窓口における情報提供の更なる充実・強化を図る。

2 難民に関連する各種資料の充実

(1) 難民生活ハンドブックの作成

ア 従前の「インドシナ難民生活ハンドブック」をインドシナ難民のみならず条約難民をも対象とした「難民生活ハンドブック」に改訂するに当たり、外務省は適宜難民支援関係民間団体から意見を聴取し、他方、関係行政機関は所管行政分野に関する内容の充実をため外務省に協力する。

イ 同ハンドブック(改訂版)には、各種の難民支援情報をも盛り込むよう努める。

ウ 同ハンドブック(改訂版)は、今後は、条約難民に対しては、法務省(地方入国管理局)の協力により、認定直後に配布する。

- エ 外務省は、同ハンドブックを、将来的には、難民本人に対してのみならず、地域の日本語ボランティアや当事者団体等難民から相談を受ける可能性が高い民間の関係者にも参考配布することができるよう、今後所要の措置を講ずるよう努める。
- (2) 各種資料の充実
関係行政機関は、その他の難民に関連する各種資料の充実に努める。

【平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について(抄)】

(平成15年7月29日難民対策連絡調整会議決定)

平成14年8月7日の難民対策連絡調整会議において、条約難民に対する定住支援策の当面の具体的措置として、条約難民についても、インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることを決定したところであるが、インドシナ難民の受け入れが平成17年度をもって終了する見通しであることを踏まえ、条約難民等に対する平成18年度以降の定住支援策の具体的措置については、次のとおりとし、関係行政機関は今後、必要に応じ相互に協力の上、所要の準備を整えておくこととする。

1 新施設における総合的な定住支援

(1) 新施設の手当て及び国際救援センターの閉所

国際救援センターに代わる新たな定住支援施設については、インドシナ難民と比べ人数が小規模である条約難民の将来の認定者数の変動等に柔軟に対応できるように、首都圏に通所式による定住支援施設(以下「通所式難民定住支援施設(仮称)」という。)及び同施設の通所圏内に居住専用の定住支援施設(以下「難民宿泊施設(仮称)」という。)を、それぞれ借上げ方式で確保し、これら新施設において平成18年度当初から定住支援事業を開始することができるよう、今後所要の検討を進める。なお、国際救援センターは平成17年度末をもって閉所する。

(2) 新施設における総合的な定住支援の内容

平成18年度当初から、国際救援センターに代わる新施設において定住支援を受けることを希望する条約難民に対して、次の総合的な支援措置(以下「定住支援プログラム」という。)を講ずることができるよう、今後所要の検討を進める。

- ア 難民宿泊施設(仮称)の提供。ただし、通所式難民定住支援施設(仮称)の通所圏内に居所を有している条約難民で、難民宿泊施設(仮称)への入所を必要としないものについては、当該居所からの通所を妨げない。
- イ 難民宿泊施設(仮称)から通所式難民定住支援施設(仮称)に通所するための経費の支給又は手段の提供

ウ 日本語教育

エ 社会生活適応指導

オ 職業相談員による職業相談及び職業紹介(必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。)

カ 難民宿泊施設(仮称)からの通所による職業訓練の受講(公共訓練費の支給を伴う。)

キ 新施設への看護師等の派遣及び難民への保健指導のために必要な支援

ク 難民宿泊施設(仮称)入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び難民宿泊施設(仮称)退所時の定住手当ての支給

ケ 職場適応訓練受講援助費、移転援助費等の就職援助金の支給

コ 新施設における総合的な定住支援を受けるための手続・難民宿泊施設(仮称)への入所のための国内移動の支援

サ 難民宿泊施設(仮称)退所直後に住む住居を探すための支援

(3) 定住支援プログラムの実施期間等

ア 定住支援プログラムの実施期間は、通常は180日間とする。

イ 定住支援プログラムの実施回数(開講時期)は、通常は年2回(2期)とする。ただし、将来、条約難民の年間当たりの認定者数が大きく変動した場合には、定住支援プログラムの実施回数(開講時期)について、難民対策連絡調整会議において検討する。

(4) 首都圏以外の地区における総合的な定住支援

首都圏以外の地区における総合的な定住支援の提供(そのための通所式難民定住支援施設(仮称)と難民宿泊施設(仮称)の手当てを含む。)について、今後の条約難民の年間当たりの認定者数の推移、定住状況、ニーズ(要求、需要)等を踏まえ、今後の難民対策連絡調整会議において検討する。

2 自立して生活する難民に対する定住支援及び関連するその他の措置

上記1の新施設における総合的な定住支援を受けたことがあるか否かを問わず、地域社会で自立して生活しながら、必要に応じ個々の定住支援等を利用することを希望する条約難民等に対しては、次の措置を講ずることとし、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ(要求、需要)等を踏まえ、必要に応じ支援内容の更なる充実に努める。

(1) 教育訓練援助金の支給 今後とも引き続き、子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

(2) 職業相談・職業紹介 今後とも引き続き、難民支援関係民間団体との連携強化により、ハローワークにおける通訳の確保に努める。 また、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ(要求、需要)等を踏まえ、必要に応じ職業相談・職業紹介事業の充実に努める。

(3) 自主的な日本語学習に対する支援 定住支援施設外での難民の自主的な日本語学習を支援するため、日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等に関する情報、日本語学習教材に関する情報等、難民の自主的な日本語学習活動の参考となる情報の提供に努める。 また、今後とも引き続き、難民の日本語学習を支援している日本語ボランティア団体等に対して、日本語教材の配布や教授法の指導・研修などの援助に努める。 その他、条約難民の今後の認定者数の推移、定住状況、ニーズ(要求、需要)等を踏まえ、日本語教育相談事業の充実に努める。

(4) 地方公共団体への協力の要請

ア 住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについても、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努めるよう求める。

イ 公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居資格の一つとしている地方公共団体に對し、条約難民について、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

【平成15年7月29日難民対策連絡調整会議決定「難民に対する情報提供体制の整備について」及び「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」に係る(参考)】

難民に特有の事情(未定稿)

- 条約難民は迫害を受けるおそれがあるため自国から逃れざるを得なかった(その結果、それまでの生活基盤を失わざるを得なかった)者等であり、その出身国の状態が出国当時のままである(迫害を受けるおそれが継続している)限り半永久的に帰国できない。
- 条約難民は出身国政府の保護を受けることができない。
- 条約難民は出身国の公的証明書類の発行を受けることができない。
- 条約難民はトラウマ(恐怖・ショック・異常経験等による精神の傷)を負っている者が少なくない。
- 条約難民としての認定を受けた後も我が国において本人が、あるいは出身国に残された親族が、迫害を受けるおそれがあり、より高度のプライバシー保護を必要とする。
- インドシナ難民の場合は、必ずしも迫害を受けるおそれがあるためではなく、戦災等から逃れた避難民が多いが、避難民であっても、一般的には自国から逃れざるを得なかった者であって、出身国政府の保護を受けることや出身国の公的証明書類の発行を受けることが不可能又は困難であること、トラウマを負っている者が少なくないこと、出身国に必ずしも自由に戻れないこと等、一般の外国人とは異なり、条約難民と類似の状況にある。

【難民認定申請者への支援について】(平成16年7月8日難民対策連絡調整会議決定)

本邦に在留する外国人で出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第61条の2第1項に基づき難民の認定を申請しているもの等(以下「難民認定申請者」という。)への支援については、次のとおりとする。

なお、今後の難民認定申請者の変動状況及び施策の実施状況等を的確に把握し、必要に応じ、今後の難民対策連絡調整会議において見直しのための検討を行うものとする。

1 難民認定申請者のうち生活に困窮するものに対する支援

難民認定申請者のうち生活に困窮するものに対する支援については、昭和57年7月の難民行政監察(難民の地位に関する条約により庇護の対象とされる難民が庇護を求めてきた時点から、第三国に出国するか又は我が国での難民認定を受けるまでの間、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し、必要な保護を行うための予算措置を講ずる等保護体制を整備する必要がある旨(勸告)に基づき実施されている「難民認定申請者に対する保護措置(生活費(一定額)、住居費(一定限度での家賃補助等)その他の保護費の支給及び当面の居所を自力で確保できない者に対する「難民認定申請者緊急宿泊施設」の提供)により、今後とも引き続き、適切に対応することを基本とする。

2 出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う対応

難民認定申請者で、改正後の出入国管理及び難民認定法第61条の2の4第1項の仮滞在の許可を受けているものうち生活に困窮するものについても、上記1の措置の対象者である「難民認定申請者のうち生活に困窮するもの」に含まれることから、上記1の措置を同様に適用する。

【平成18年度からの国際救援センターの後継難民定住支援施設及び同施設において実施する難民定住支援プログラムの概要】(平成18年3月3日難民対策連絡調整会議幹事会第5回合資資料)

I. 事業実施施設・実施時期等

- 実施場所 国際救援センターの後継施設として開設する難民定住支援事業実施施設(東京都内に開設予定)
施設近傍に宿泊施設を併設
- 事業開始時期 平成18年4月から
- 事業実施機関 財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

II. 対象者・受け入れ人数等

- 対象者 法務大臣により難民として認定された方(いわゆる条約難民)とその家族。
(但し、今までに国際救援センター等において日本語教育等一定の定住支援を受けた方を除く。)
- 受け入れ人数 平成18年度は、条約難民18人を受け入れ予定。

III. 後継難民定住支援施設における支援プログラム(概要)

- 日本語教育 572時間の日本語教育授業の実施
・プログラムの概要
開設予定のコース： 昼間コース及び夜間コース
期間： 半年又は通年(受講するコースによる)
- 生活ガイダンス 日本での生活上有益な制度、習慣等の諸情報の教授
- 職業相談員による職業相談及び職業紹介等の実施

IV. 受講について

- 施設における各種支援プログラム、通所者用無料宿泊施設を利用する場合の宿泊費、医療費等は無料で提供。(但し、電話代や嗜好品の購入費等は自己負担。)
- 自宅から施設へ通学による受講が可能。または施設の近隣地域に設ける通所者用無料宿舎からの通学も可能。(但し、入舎は約180日間以内に限る。)

V. その他

- 生活、職業、日本語教育などに関する各種相談に対する、難民事業本部相談員の対応等

【第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について】
(平成20年12月19日 難民対策連絡調整会議決定)

(平成24年3月29日一部改正)

我が国における第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施については、平成20年12月16日付け閣議了解により、政府としての対処方針が定められたところである。

これを受け、パイロットケースの具体的な実施方法及び第三国定住により我が国に受け入れる難民(以下「第三国定住難民」という。)に対する定住支援策の具体的措置について、次のとおり定めることとする。

第1 パイロットケースの具体的な実施方法

1 パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の人数等

- (1) 平成22年度から、年に1回のペースで、1回につき約30人(家族単位)の受入れを5年連続して行うこととする。
- (2) (1)により受け入れる第三国定住難民は、タイのメーラ・キャンプ、ヌボ・キャンプ及びウンピナム・キャンプに滞在するミャンマー難民とする。

2 パイロットケースにおける受入れの実態等に関する調査・検証

- (1) 上記1により受け入れる第三国定住難民に対する定住支援策の実施状況及び当該難民の我が国への定着状況等を的確に把握するため、当該難民が我が国に入学してから半年ごとに、当該難民の日本語能力、生活状況等について調査を行うこととする。
- (2) (1)の調査結果等に基づき、パイロットケースの実施状況を検証しつつ、適宜、難民対策連絡調整会議を開催し、以後の受入れ体制等について検討を行うこととする。

3 パイロットケースにおける広報活動

受入れの対象となる難民に対し、広報活動を行い、定住支援策等に関する情報を周知するよう努める。

4 パイロットケースとして受け入れる第三国定住難民の選考

- (1) 国連難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)から候補者リストの提供を受け、書類選考により除外された者以外の全員について面接調査を行い、その結果に基づき、受入れ予定者を決定し、UNHCRに通知する。
- (2) 書類選考により除外する者は、上陸拒否事由該当者のほか、テロリスト等我が国の治安維持上好ましくない者とする。
- (3) 面接調査は、UNHCR及び国際移住機関(以下「IOM」という。)等の協力を得て、タイにおいて行う。

第2 第三国定住難民に対する定住支援策の具体的措置

1 第一次庇護国であるタイから我が国に入学するまでの支援

- (1) IOMに委託し、タイの難民キャンプにおいて、我が国に受入れ予定の第三国定住難民に対し、計3ないし4週間の出国前研修及び健康診断を実施する。
- (2) 出国前研修の内容は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育等とする。
- (3) 第三国定住難民がタイの難民キャンプから我が国の宿泊施設まで移動するための渡航費用、交通費等に関する支援を実施する。

2 定住支援施設における総合的な定住支援

(1) 定住支援施設及び宿泊施設の手当て

第三国定住難民の我が国への定着を支援するため、首都圏に通所式による定住支援施設(以下「第三国定住難民定住支援施設」という。)、同施設の通所圏内に居住専用の定住支援施設(以下「第三国定住難民宿泊施設」という。)を、それぞれ借上げ方式により確保する。

(2) 入学当初の初動支援

- ア** パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民が我が国に到着した後、第三国定住難民宿泊施設に入所させ、健康診断を実施する。
- イ** 到着直後から一週間程度、第三国定住難民宿泊施設等において、生活、安全面等に関するオリエンテーションを行うとともに、食料、衣料品等の生活に関する支援を実施する。
- (3) 第三国定住難民定住支援施設における総合的な定住支援の内容

パイロットケースにより受け入れる第三国定住難民に対し、入学当初の初動支援の後、第三国定住難民定住支援施設において、次の総合的な支援措置(以下「定住支援プログラム」という。)を講ずることとする。

ア 日本語教育

イ 社会生活適応指導

ウ 職業相談員による職業相談及び職業紹介(必要に応じ、職業相談員が採用面接に同行することを含む。)

エ 第三国定住難民宿泊施設からの通所による職業訓練の受講

オ 児童・生徒の就学のための支援

カ 第三国定住難民宿泊施設入所期間中の生活援助費、医療費等の支給及び同施設退所時の定住手当の支給

キ 第三国定住難民宿泊施設から第三国定住難民定住支援施設に通所するための経費の支給等

ク 職場適応訓練受講援助費、移転援助費等の就職援助金の支給

ケ 第三国定住難民を雇用する事業主に対する雇用開発助成援助費の支給

コ 第三国定住難民宿泊施設退所直後に住む住居を確保するための支援

- (4) 入学当初の初動支援及び定住支援プログラムの実施期間
定住支援プログラムの実施期間は、入学当初の初動支援と合わせて180日間とする。

3 第三国定住難民定住支援施設退所後の定住支援等

(1) 第三国定住難民定住支援施設退所後6か月間における定住支援

ア 職場適応訓練の受講

イ 日本語学習に対する支援

第三国定住難民定住支援施設に配した日本語教育相談員により、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、必要に応じ、以下の支援を実施する。

- ① 日本語教育に関する情報提供(日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報)
- ② 日本語教材の配布
- ③ 日本語教育の実施(日本語教室の開催や指導者に対する研修等)

ウ 生活相談員による定期的な指導・助言

第三国定住難民定住支援施設に生活相談員を配した相談窓口を設け、同施設退所後の第三国定住難民に対し、一定期間ごとに、その生活状況を確認しつつ、行政手続、住居、職業、就学等に関する相談、精神的な悩みに関する相談等に応じ、指導・助言を行う。

必要に応じ、生活相談員は地域定住支援員をもって代えることができる。

エ 地域定住支援員による支援

第三国定住難民が定住生活を開始した地域に地域定住支援員を配置し、定住支援施設退所後の第三国定住難民が、定住先の地域社会において生活を立ち上げ、定住に至る過程で必要となる生活支援を行う。

地域定住支援員は、地域における関係者(地方公共団体、事業所、学校、医療機関、保育所、自治会等。以下「地域関係者」という。)の関心等を踏まえ、地域関係者と第三国定住難民とのネットワークを構築するとともに、第三国定住難民への理解が深まるように、必要に応じて地域関係者へ情報提供を行うことにより、第三国定住難民が地域関係者から円滑に支援を受けられるようにする。

(2) 上記6か月経過後の定住支援

ア 職業相談・職業紹介

難民支援関係民間団体との連携強化により、通訳の確保に努めるとともに、ハローワークを含め第三国定住難民のニーズ(要求、需要)等を踏まえ、必要に応じ職業相談・職業紹介事業の充実にも努める。

イ 職業訓練の受講

ウ 日本語学習に対する支援

第三国定住難民定住支援施設に配した日本語教育相談員により、同施設退所後の第三国定住難民からの相談に応じ、日本語能力を確認しつつ、指導・助言を行うなど、日本語学習に関する相談への対応を行う。

また、以下の支援の実施に努める。

- ① 日本語教育に関する情報提供(日本語教育を実施している地方公共団体や日本語ボランティア団体等、日本語教材等に関する情報)
- ② 日本語教材の配布
- ③ 日本語教育の実施(日本語教室の開催や指導者に対する研修等)

エ 継続的な生活支援

第三国定住難民の定住の状況を踏まえつつ、必要に応じ、上記3(1)エの地域定住支援員による支援を継続することとする。

(3) その他関連措置

ア 教育訓練援助金の支給

第三国定住難民の子女を対象に、入学・進学時の経済的負担を軽減し、進学を促進する目的で、教育訓練援助金を支給する。

イ 住民相談業務等における対応の充実

地方公共団体がインドシナ難民・条約難民を含めた外国人住民一般に対して行う住民相談業務等の行政サービスについては、第三国定住難民に対しても同様に行うとともに、今後とも引き続き、難民に特有の事情に十分配慮し、難民支援関係民間団体との連携等により通訳の確保に努める等対応の充実に努めるよう求める。

ウ 公営住宅への入居における在住期間要件の緩和の検討

難民に対する住居確保の支援策の一環として、当該地方公共団体に一定期間以上在住していることを公営住宅の入居者資格の一つとしている地方公共団体に対し、条約難民のみならず第三国定住難民についても、当該在住期間要件を緩和することを検討するよう協力を求める。

	世界の動き	日本の動き	難民事業本部の動き
1975 -78 S50-S53	プノンペン陥落(75.4.17) サイゴン陥落(75.4.30) ラオス人民民主共和国成立(75.12.2) 民主カンボジア成立(76.1.3) 大量の難民発生 ベトナム社会主義共和国成立(76.7.2)	日本に初めてボートピープル上陸(75.5.12) 「ベトナム難民対策について」閣議了解(77.9.20) 「ベトナム難民の定住許可について」閣議了解(78.4.28) 本邦一時滞在難民に対し初めて定住許可(78.9.3)	
1979 S54	カンボジアにヘン・サムリン政権成立(1.10) 中越戦争(2月) UNHCR、ベトナム政府間で合法出国計画(OPD)実施に関する覚書締結(5.30) インドシナ難民問題国際会議開催(7.20~21) UNHCR駐日事務所を設立(8.1)	外務省アジア局に「東南アジア難民問題対策室」設置(2.7) 「インドシナ難民の定住対策について」閣議了解により500人の定住枠設定(4.3) 内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議設置(7.13)	政府の業務委託を受け、アジア福祉教育財団内に難民事業本部が発足(11.2) 姫路定住促進センターを開設(12.11)
1980 S55	UNHCR、ラオス政府と共同で難民自主帰還計画に着手(3月) カンボジア難民救済国際会議開催(5.26~27)	民間団体によって「インドシナ難民救援連絡会」発足(2.2) 閣議了解により定住枠500人から1,000人に拡大、ベトナムからの家族呼寄せ(OPD)の許可(6.17)	第1回本邦定住条件適格者調査団を東南アジアの難民キャンプに派遣(1.10~26) 大和定住促進センターを開設(2.29) 大和センター第1回地元運営協議会開催
1981 S56	カンボジア国際会議開催(7.13~18)	閣議了解により定住枠1,000人から3,000人に拡大、元留学生などを定住枠に含める(4.28) 難民条約締結につき国会承認(6.5) 家族呼寄せ(OPD)20人の初来日(12.17)	レセプションセンターの運営委託が閣議了解で決定(7.17) レセプションセンター準備室発足(8.1)
1982 S57	民主カンボジア連合政権樹立(6.22)	難民条約発効(1.1) 「出入国管理及び難民認定法」施行(1.1)により難民認定制度導入 行政管理庁による「難民行政監察結果に基づく勧告」出される(7.6)	大和センター精神衛生カウンセリング開始(1.14) 大村難民一時レセプションセンターを開設(2.1) 姫路センターにベトナムからの家族呼び寄せ(OPD)初めて入所(3.27) 難民事業に対する行政監察(7月)
1983 S58		閣議了解により定住枠3,000人から5,000人に拡大(11.1)	難民定住状況調査のため米国に調査団派遣(3.7~15) 国際救援センターを開設(4.1) 救援センター第一期日本語教室開講(5.2) 救援センター第一期社会生活適応訓練教室開講(8.22)
1984 S59			姫路センター第1回定住難民の就業実態調査(8~9月) 財団ビル広尾に完成、財団事務局と事業本部入居(11月) 雇用促進運動開始(12.1)以降雇用促進月間として毎年実施)
1985 S60	ベトナム戦争終結し満10年(4.30) 海上救助率向上のためUNHCRがRASRO(海上救助定住提供制度)計画を創設(5.1)	閣議了解により定住枠5,000人から10,000人に拡大(7.9)	大和センター社会生活適応訓練(社会生活適応指導)開始(8.1) 難民相談員制度発足(10.1)
1986 S61	タイ政府、カオイダンキャンプを閉鎖(12.31)		広報誌「ていじゅう」創刊(2.15) 三原山噴火伊豆大島避難民316人緊急避難(11.29~12.20)
1987 S62		日本定住ベトナム難民初めて一時帰国(8.28~9.18) 本邦定住者数5,000人を超える(12月)	救援センター日常生活体験実習寮「八潮荘」新設(5月)
1988 S63	ベトナム軍のカンボジアからの本格的撤退始まる(6.30)	日本定住カンボジア難民が初めて一時帰国(12.22)	救援センターでの日本語教育期間を3カ月から4カ月に延長(4.1) 救援センター設立五周年記念式典(4.25) 大和センター第1回ボランティア団体との懇談会開催 インドシナ難民定住促進懇談会開催(11.7)

	世界の動き	日本の動き	難民事業本部の動き
1989 元年	インドシナ難民国際会議開催(6.13~14) CPA(包括的行動計画)開始 カンボジアからのベトナム軍撤退完了(9.30)	いわゆる偽装難民の上陸(6月~8月)国際会議において今後3年間に1,000人のベトナム難民の本邦受け入れを表明(6.13~14) ポート・ピーブルの年間本邦上陸者数過去最高を記録(8.4) 閣議了解により、難民資格審査(スクリーニング)制度開始(9.12)	定住難民日本語学習援助事業開始 いわゆる偽装難民救援センター入所(6.30) 難民事業本部が「外務大臣表彰」を受賞(7.10) 世界子ども会議に救援センター入所中の児童参加(7.28) 救援センター最大入所者数1,254人を記録(8.30) 救援センターベトナム系入所者と中国系入所者との衝突(9.16~18) 都の施設へベトナム系救援センター入所者95人一時緊急避難(10.5~12) いわゆる偽装難民658人入管施設へ移送(10.24) 財団設立20周年及び難民事業本部設置10周年記念式典開催(12.12)
1990 H2	SNC(カンボジア最高国民評議会)創設(9.17)	いわゆる偽装難民の中国向け送還改正入管法施行(6.1)	海外キャンプから定住難民救援センター受け入れ(7.16) 救援センター皇后陛下より花と茶菓子等御下賜(10.27)
1991 H3	緒方貞子氏第8代UNHCR高等弁務官に就任(1.1) カンボジア和平協定成立(10.23)		ベトナムからの家族呼び寄せ(ODP)初めて救援センター入所(8.20)
1992 H4	UNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)発足 明石康氏代表任命(3.15) カンボジアに難民帰還開始(3.30)		インドシナ難民定住状況調査実施(10月)
1993 H5	カンボジア難民帰還終了(3.30) カンボジア総選挙(5.23) カンボジア王国、新政府発足新憲法公布(9.24)		救援センター設立10周年記念式典(4.21)
1994 H6	インドシナ難民国際会議 95年末までにインドシナ難民問題の解決を決定(2.14)	閣議了解により、ポート・ピーブルのスクリーニング制度廃止、以後不法入国扱い(以降、大村センター入所なし)(3.4) 閣議了解により、10,000人定住枠を廃止(12.6)	大和定住促進センター全面改築工事 定住新聞「こんにちは」(日本語教育副教材)創刊(11.27)
1995 H7	アメリカとベトナムの国交正常化(8.5) ベトナム、アセアン(東南アジア諸国連合)へ加盟(7月)	阪神・淡路大震災でベトナム人約700人が被災(1.17) 内閣がインドシナ難民フォーラムを開催(10.26) 外務省等がインドシナ難民国際セミナーを開催(10.27~28)	姫路センター阪神大震災による被災者一時受け入れ(1.17) 救援センター一般入国者初めて入所(3.8) 大村難民一時レセプションセンターが業務を終了(3.31) 難民認定申請者への保護等業務、難民支援海外事業等開始(4月) 日本語通信教育事業開始(4.1~2003.3) 通信教育副教材「日本語通信」創刊(9.1~1998.12.1) 地震被災者のために事業本部が神戸事務所を設置(10.1~1997.3.31) 救援センターコミュニティ活動サッカー大会(初回)(10.15) クロアチア難民収容施設に職員を派遣(11月~1996.12)
1996 H8	明石康氏、国連人道問題局長就任(3.1) インドシナ難民国際会議、CPA6月末終了を決定(3.5~6) 各国の受け入れ終了へ向う	本邦定住者総数10,000人を超える(6月)	ベトナムODPの現地面接調査開始(1.14~2.3) 第1回日本語スピーチコンテスト開催 於:横浜、姫路(1.21.2.4) UNHCR共催「難民の国際保護に関するワークショップ」開催(3.18~19) 第1回日本語教育ボランティア連絡会議開催(3.29) 姫路定住促進センターを開所(3.31) 姫路市役所内に地域難民相談コーナー設置(4.12) 関西支部を開設(6.18) 日本語教育ボランティア育成講座開始 UNHCR共催「プログラムマネジメントワークショップ」開催(10.1、18~19) 内閣と共催「インドシナ難民定住促進セミナー」開催 於:神戸(11.19) 救援センター第1回ボランティア懇談会開催(11.20)
1997 H9	香港、中国へ返還(7.1) ラオス、アセアンへ加盟(7月)		関西支部に日本語教育相談員を配置(1月) 懇談会「ポート・ピーブル到着の頃」開催(6.27) 第1回連続セミナー「わたしたちの難民問題」開催(7月) 難民情報システム導入(8.1) 救援センター累計入居者数5,000人を超える(11.5)

	世界の動き	日本の動き	難民事業本部の動き
1998 H10			大和定住促進センターを閉所(3.31) かながわ県民センター(横浜市)、神奈川県大和市役所(～1999.3.31)、大阪府八尾市役所内に地域難民相談コーナー設置(4月) 第1回難民支援懇談会開催(6.11以降随時) 第1回難民情勢講演会開催(10.28以降随時) 救援センターインドシナ難民定住者団体リーダーの懇談会開催(12.12)
1999 H11	カンボジア、アセアンへ加盟(4月) タイ、バン・ナボキャンプのラオス難民帰還終了(12月)		第1回インドシナ難民児童に対する日本語教育勉強会開催(1.31) 難民救援活動ワークショップを開催(2.23～24) 横浜市泉区役所内に地域難民相談コーナー設置(4月) 第1回難民理解出前講座開催(7.23) 救援センター第1回コミュニティー活動「サマーキャンプ」開催(7.31～8.1) 財団設立30周年、難民事業本部設置20周年記念式典開催(10.24)
2000 H12	香港、皇后石難民センターの閉鎖(5.31) 緒方貞子氏UNHCR高等弁務官を退任(12.31) アジア太平洋地域国際人道センター(e-centre)を開設(8.1)	ジャパン・プラットフォームNGOユニット設立(7.7)	シンポジウム「これからの難民支援」を開催 於:神戸(4.22) 第1回写真パネル展を開催 於:兵庫、大阪(9.3～2001.3.6)
2001 H13	国連「世界難民の日」を定める(6.20)		インドシナ難民定住者コミュニティーリーダー懇談会を開催 於:大和(6.24) 第1回難民支援機関スタディツアーを開催(8.2～3以降随時)
2002 H14		閣議了解により、条約難民に対し定住支援策の措置を行うこととし(03年4月から開始)、内閣の下に設置されていた「インドシナ難民対策連絡調整会議」を廃止し、新たに「難民対策連絡調整会議」を設置(8.7)	インドシナ難民定住者に対する職業ガイダンス実施(4.18) 救援センター「センター祭2002」を開催(11.24)
2003 H15		閣議了解により04年3月末での家族呼寄せ(ODP)の申請受付の終了(3.14) 難民対策連絡調整会議により国際救援センター閉所決定(06年3月31日閉所)(7.29)	神奈川県中央行政センターに地域難民相談コーナー設置(4.2) 条約難民の救援センター入所開始(9月) 難民認定申請者緊急宿泊施設「ESFRA」の開設(12.19)
2004 H16		難民対策連絡調整会議により難民認定申請者への支援について決定(7.8)	シンポジウム「難民問題の現状と国際公共政策の課題」を開催(6.24) 本部事務所に難民相談窓口設置(7.1)
2005 H17		改正入管法施行により難民審査参与員制度等導入(5.16)	シンポジウム「日本における難民支援のこれから」を開催(6.18) パネル展「日本のインドシナ難民と難民事業本部の支援」を開催(10.12～10.16) グテーレス国連難民高等弁務官来訪(10.25)
2006 H18		難民対策連絡調整会議幹事会により国際救援センターの後継難民定住支援施設において実施する難民定住支援プログラム申し合わせ(3.3)	第1回難民定住者コミュニティーリーダー及びNGO懇談会(3.5以降随時) 国際救援センターを閉所(3.31) RHQ支援センターを開設(4月)
2007 H19			シンポジウム「難民の定住課題」を開催(3.24)
2008 H20		閣議了解により第三国定住による難民の受け入れに関するパイロットケースの実施について決定(12.16) 難民対策連絡調整会議により第三国定住による難民の受け入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について決定(12.19)	シンポジウム「日本における難民条約発効25周年を迎えて」を開催(3.1) アジア福祉教育財団設立40周年、難民事業本部設置30周年記念式典を開催(12.12)
2010 H22			RHQ支援センターで第三国定住難民(ミャンマー難民)第1陣5家族27名に対する定住支援プログラムを実施(9.28-3.9)
2011 H23			RHQ支援センターで第三国定住難民(ミャンマー難民)第2陣4家族18名に対する定住支援プログラムを実施(9.29-3.2)
2012 H24		難民対策連絡調整会議により、3年間としていた第三国定住による難民受け入れに関するパイロットケース実施を2年間延長することなどを決定(3.29)	アジア福祉教育財団が公益財団法人格を取得(4.1)

本部事務所



〒106-0047
東京都港区南麻布5-1-27
TEL. 03-3449-7011(代表)
FAX. 03-3449-7016・7017

●交通
東京メトロ日比谷線広尾駅(H-03)
3番出口より徒歩1分
茶色レンガ張り4階建てビル



関西支部



〒650-0027
兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18
日本生命神戸駅前ビル11階
TEL. 078-361-1700(代表)
FAX. 078-361-1323

●交通
・JR神戸駅より徒歩1分
・神戸高速鉄道高速神戸駅より徒歩1分



RHQ支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留
TEL. 03-5292-2144(代表) FAX. 03-5292-2043

発行日：2012年5月発行

発行：公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27
TEL.03-3449-7011(代表) FAX.03-3449-7016・7017

<http://www.rhq.gr.jp/>

